

「The・おおいた」ロゴマーク使用規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、「The・おおいた」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）の使用に関し必要な事項を定めるものであり、県は使用者が本規則を遵守することを条件として、ロゴマークの使用を許可するものとする。

（ロゴマークの位置づけ）

第2条 ロゴマークは、使用者がこれを表示することにより、県が推進する「The・おおいた」ブランドづくりの趣旨に賛同し、マーケット起点の商品づくりと産地づくりに向けた活動を積極的に推進するという意思を表明するものであり、特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではない。

（使用の範囲）

第3条 ロゴマークは次の各号に掲げるものに使用できるものとする。

- 1 大分県産農林水産物で別表1・別表3に定めるもの。
- 2 加工品で別表2に定めるもの。
- 3 地方公共団体、農林水産業関係の団体が主催、共催又は後援するイベント等で大分県産品を広く広報宣伝する効果が認められるもの。

（申 請）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、県に使用許可申請をしなければならない。

- 2 前項の使用許可申請は、前条第1号については使用申請書（第1号様式の1）、2号については使用申請書（第1号様式の2）、3号については使用申請書（第1号様式の3）を提出するものとする。
- 3 当該使用に係る物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）、加えて加工品は、別表2に記載されている書類を添付し、提出するものとする。

（許 可）

第5条 県は、第4条の申請があった場合はこれを審査し、ロゴマークの使用を許可するものとする。

- 2 前項の使用を許可したときは、使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の期間）

第6条 前条の使用許可の期間は、第3条1号、2号については当該年度限りとし、3号についてはイベント等の実施期間とする。

（使用者の責務）

第7条 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 許可された用途のみに使用すること。
- 2 県が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- 3 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。
- 4 第三者認証物については、ロゴマーク単独での使用は認めず、第三者認証マークと併記すること。

(取 消)

第8条 ロゴ使用の許可を受けた者の使用内容が、申請内容と異なる場合や不当と判断される場合は、県はその使用許可を取り消すことができる。

(損害に対する責任)

第9条 ロゴマークの使用により事故等が発生した場合、使用許可者がその損害賠償の責任を負うものとし、本県はその原因のいかんを問わずこれを負わない。

2 前項に規定する場合において、当該使用許可者は遅滞なく事故等の内容を県に報告しなければならない。

附 則 この規定は平成19年6月21日から施行する

平成19年8月20日改正

平成22年4月30日改正

平成22年6月10日改正

平成25年3月15日改正

平成28年5月2日改正

別表1 農林水産物

対象品目	要件	申請者
農林水産部振興品目	各号のいずれかに該当すること 1. 戦略品目等であること 2. ブランドチャレンジ計画もしくは同等の目標を有していること ① 県域基準 ② 戦略目標基準 ③ 安心・安全基準 ④ 品質管理基準 3. その他知事が必要と認める事項	生産者、団体
第三者認証産物	1. 認証基準に基づき第三者機関により認証されていること 具体例) 有機JAS、J-GAP、安心いちばん おおいた産農産物認証制度 地域団体商標登録等 2. その他知事が必要と認める事項	生産者、団体

※ 対象品目についての詳細については、別表3を参照のこと。

別表2 加工品

対象品目	要件	申請者
加工品	1. 各号の全てに該当すること 1) 上記別表1に規定する農林水産物を主原料とすること 2) 原則として大分県内で加工・製造されたもの 3) 原材料仕入れ過程が明確で、製造過程の品質管理体制が確保されていること ※ 原料仕入れが証明できる書類を添付すること(振興品目のみ) 4) 消費者や取引先等からの商品に対する問い合わせやクレーム等の窓口が設置されていること ※ 商品の原材料名が記載されている書類を添付すること 5) 上記内容について、情報の公開および資料の提出が可能であること 2. その他知事が特に必要と認めた場合	加工事業者、団体

別表3

農林水産部振興品目

対 象 品 目	戦略品目	振興品目 その他要件	備 考（要件等）
米		○	特色ある米づくり認定
麦		○	産地強化計画認定
大豆		○	産地強化計画認定
茶	○		
こねぎ	○		
白ねぎ	○		
トマト	○		
いちご	○		
かぼす	○		
にら	○		
ピーマン	○		
高糖度かんしょ	○		
おおば		○	第三者認証物（J-GAP）
みつば		○	第三者認証物（J-GAP）
にんにく		○	ブランド育成品目
ハウスみかん	○		
梨	○		
ぶどう	○		
露地みかん		○	果樹農業振興計画
ゆず		○	果樹農業振興計画
キク	○		
スイートピー	○		
バラ		○	大分県花き振興計画
トルコギキョウ		○	大分県花き振興計画
アストロメリア		○	大分県花き振興計画
ホオズキ		○	大分県花き振興計画
おおいた豊後牛	○		地域団体商標登録品目
おおいた冠地どり		○	県育成オリジナル品種
豊のしゃも		○	県育成オリジナル品種
おおいた烏骨鶏		○	県育成オリジナル品種
鶏 卵		○	推進計画、別途要件あり
牛 乳	○		
乾しいたけ	○		「大分しいたけ」認定
生しいたけ	○		「大分しいたけ」認定
養殖ブリ類	○		
養殖ヒラメ	○		
養殖クロマグロ	○		
養殖カキ類	○		
タチウオ	○		
ハモ	○		
マダイ		○	The・おおいたブランド
マアジ		○	チャレンジ計画
マサバ		○	
関あじ	○		地域団体商標登録品目
関さば	○		地域団体商標登録品目
豊後別府湾ちりめん		○	地域団体商標登録品目
岬ガザミ		○	地域団体商標登録品目
ドジョウ		○	県農林水産業振興計画

「The・おおいた」ブランドロゴマークの使用に関するQ&A

- Q1 「The・おおいた」ブランドロゴマーク（以下、ロゴマーク）は誰でも使えるのか？
A 県が推進する「The・おおいた」ブランドづくりの趣旨に賛同し、マーケット起点の商品づくりと産地づくりに向けた活動を積極的に推進する者であれば使用することができる。
- Q2 農林水産物等へ使用する場合、どのような使い方ができるか？
A 農林水産物及び加工品等商品の包装資材（箱、パック、ネット、フィルム等）やパッケージ、その農林水産物の告知や販売・広告活動（ポスター、ちらし、POP等）に使用できる。
- Q3 ロゴマークを農林水産物に使用する場合、県産品であればどんな品目でもよいのか？
A 以下のものに使用できる。
ア. 戦略品目（系統共販に限る）。
イ. 認証基準に基づき第三者機関により認証されているもの。
ウ. 県育成オリジナル品種および経済産業省による地域団体商標登録品目。
エ. その他知事が必要と認める品目
- Q4 戦略品目等であれば、個人で生産、販売しているものにも使用できるか？
A 以下のものに使用できる。
ア. 認証基準に基づき第三者機関により認証されているもの。
イ. その他知事が必要と認める場合
- Q5 戦略品目を仲卸や小売り店でリパックする場合、ロゴマークは使用できるか？
A 仕入れ過程、製造過程が明確である場合は使用可
- Q6 第三者認証とはどのようなものか？
A 有機JASやJ-GAP、安心いちばんおおいた産農産物認証、地域団体商標登録品目 等。
- Q7 第三者認証があればロゴマークを単独で使うことができるか？
A できない。その第三者認証マークと併記して使用しなければならない。
- Q8 ロゴマークはどのような加工品に使えるのか？
A 以下の4項目全てに該当したものに使用できる。
①Q3、Q4のAにある県産品を主原料にしていること
②原則として県内で製造・加工されていること
③原料仕入れ過程が明確で、製造過程の品質管理体制が確保されていること
※ 原料仕入れが証明できる書類を添付すること（納品書、請求書等のコピー）
④商品に対する問い合わせやクレーム等の窓口が設置されていること
※ 商品に記載する食品表示内容を添付すること（食品表示シール等のコピー）
- Q9 加工品へ使用する場合、どのような使い方ができるか？
A 加工品の包装資材（箱、パック、ネット、フィルム等）やパッケージ、その加工品

の告知や販売・広告活動（ポスター、ちらし、POP等）に使用できる。

Q10 県内の加工施設では加工できず、県外へ委託加工している場合はどうなるか。

A Q3、Q4の農林水産物を原料とし、仕入れ過程、製造過程が明確である場合は使用できる。

Q11 イベントにおいて使用する際の地方公共団体、農林水産業関係の団体等とは？

A 大分県、市町村、全国農業協同組合大分県本部、大分県農業協同組合、大分県椎茸農業協同組合、大分県森林組合連合会、大分県漁業協同組合および県域生産・県域流通に取り組む県域部会（協議会）及び大分県物産協会、ツーリズムおおいたなど大分をPRする団体。各事業部、各地域の部会単位で地域商品のPRは認めない。

Q12 地方公共団体、農林水産業関係が主催、共催又は後援するイベント等とは？

A 期間限定で行う県内外の量販店および飲食店における大分フェアや、県域で実施する農林水産祭等。

Q13 新聞、書籍、雑誌等への掲載には使用できるのか？

A Q3の品目の純粋な紹介や記事としての掲載は使用できる。

Q14 使用許可の期間について、農林水産物・加工品は当該年度だが毎年申請するのか？

A 毎年申請が必要である。ただし、許可前年度1月以降の申請の場合は、許可期限を翌年度末としてもよい。

Q15 改正前の規則により、使用許可を取っている場合の取扱いは？

A 新たな申請が必要となる。

Q16 改正前の規則により使用許可を取っており再申請した場合、ロゴマークはこれまでどおり使用できるのか？

A 改正後の使用基準を満たせば使用できる。

Q17 表2 加工品の要件1の2)に原則としてとあるが、その基準はあるか？

A 県外の加工・製造でもフードアクションニッポンやフードコミュニケーションプロジェクトなどに参画している会員であればその対象とする。



Q18 大分県やThe・おおいたブランド流通対策本部が「The・おおいたブランド」を推進する目的でロゴを使用する際も申請は必要か？

A 大分県、The・おおいたブランド流通対策本部が使用する場合、申請の必要はない。